

## 社会政策学会旅費規程

### 第 1 条 【旅費の請求と支給】

旅費を請求できるのは、以下に該当する者で勤務地が会合地から 60 キロ以上離れている者とする。ただし、各号ごとに、各年度において旅費を請求できる会合の回数の上限を、幹事会が定める。旅費請求を受けた会計幹事は、特別な事情がない限り請求通りに旅費支給の手続きをとる。

- (1) 幹事および会計監査で幹事会に出席した者
- (2) 春季大会企画委員および秋季大会企画委員で大会企画委員会に出席した者
- (3) 編集委員で編集委員会に出席した者
- (4) 国際交流委員で国際交流委員会に出席した者
- (5) 学会賞選考委員で学会賞選考委員会に出席した者
- (6) 広報委員で広報委員会に出席した者
- (7) 春季大会もしくは秋季大会の共通論題準備会に出席した座長と報告者・指定討論者（会員）
- (8) 春季大会もしくは秋季大会の共通論題準備会、および大会の共通論題に出席した非会員の報告者
- (9) 社会政策関連学会協議会の協議員ないし参与協議員で協議員会に出席した者
- (10) 日本経済学会連合の評議員で評議員会に出席した者
- (11) 重点事業担当幹事および関係者で重点事業準備会に出席した者
- (12) 代表幹事および事務局長で新旧代表幹事・事務局長の引継ぎ会に出席した者
- (13) 幹事で地方部会の要請により地方部会の大会に出席した者

第 2 条 【往復交通費の定義】 本規定で往復交通費とは前条に定める会合参加のために 実際に要した交通費を意味し、可能な限り割引運賃を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

第 3 条 【支給率】 第 1 条の各号に該当する場合、往復交通費の全額を上限として、請求に応じて支給する。

第 4 条 【大会時の特例】 第 1 条(1)～(7)の各号に該当する場合、春季大会および 秋季大会の前日および当日の会合については旅費を請求できない。

第 5 条 【非会員の大会共通論題報告者】 第 1 条(8)号に該当する非会員の共通論題報告（国内勤務者）は、大会開催の前年度と当年度を通じて 3 回まで往復交通費全額及び1泊 1 万円を上限として宿泊費を請求することができる。

附 則 1 本規程は 2018 年 9 月 16 日より施行する。

附 則 2 2015 年 6 月 27 日改正後の本規定第 1 条、第 2 条、第 3 条は、2015 年度会計に係る旅費から適用する。

制 定 2002 年 10 月 19 日

一部改正 2004 年 5 月 22 日（支給対象者に編集委員および共通論題座長を加え、回数制限を廃止）

一部改正 2006 年 6 月 3 日（支給対象者に国際交流委員を追加）

一部改正 2008 年 5 月 24 日（支給対象者に学会賞選考委員を加え、支給率をスライド制に変更）

一部改正 2009 年 5 月 23 日（支給対象に広報委員会を加える）

一部改正 2009 年 10 月 31 日（非会員の旅費に宿泊費を加える）

一部改正 2012 年 5 月 26 日（旅費支給率を上昇）

一部改正 2015 年 6 月 27 日（旅費を原則全額支給に改める。附則 2 を追加）

一部改正 2017 年 6 月 3 日（支給対象に社会政策関連学会協議会の協議員会と日本経済学会連合の評議員会を加える）

一部改正 2018 年 9 月 15 日（支給対象に重点事業準備会と新旧代表幹事・事務局長の引継ぎ会を加え、支給対象者に幹事で地方部会の大会に出席した者を追加）

一部改正 2019 年 5 月 19 日（共通論題への出席の明確化）